

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成二十九年七月二十四日

目 次

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

ページ  
一

岐阜県訓令甲第十七号

府中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 筆

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改

する。

別表第三農村振興課の表四の項中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第四条」を「第四条第一項」に、「農村地域工業等導入基本計画の策定又は変更」を「基本計画の策定」に改め、同欄に次の一号を加える。

2 法第四条第五項の規定による基本計画の変更

附 則

この訓令は、平成二十九年七月二十四日から施行する。

平成二十九年七月二十四日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社